

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 1. 資格取得・喪失等受付事務：第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という）の資格取得・喪失に関する届出、申出等の受付、相談及び日本年金機構に進達する事務 2. 納付相談に関する事務：国民年金の納付が困難な場合の免除等の申請の受付、日本年金機構に進達する事務 3. 裁定請求相談、受付事務：基礎年金（老齢・障害・遺族）・寡婦年金・死亡一時金・特別障害給付金・未支給年金の請求書を受付、日本年金機構に進達する事務 4. 年金生活者支援給付金の支給に関する事務 5. 日本年金機構への異動報告などの事務
③システムの名称	1. 国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表46.116.128の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555（代表）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555（代表）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含むデータ等を年金機構に進達する際には、パスワードによる保護を行い、宛先に間違いがないか、関係のない情報が含まれていないかを複数人で確認した上で特定記録郵便で送付している。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリを使用する場合は、パスワードによる保護や使用簿による持ち出し記録の管理等を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	保険年金課長 野村 悟	保険年金課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年9月15日	I-⑧問い合わせ先課名	政策部情報政策課	政策部情報統計課	事後	課名変更による
令和2年9月15日	IIしきい値判断項目	令和元年6月25日	2020/9/1	事後	評価再実施による
令和7年1月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法律上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一31、83、95の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表46.116.128の項	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	記載なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	記載なし	特定個人情報を含むデータ等を年金機構に進達する際には、パスワードによる保護を行い、宛先に間違いがないか、関係のない情報が含まれていないかを複数人で確認した上で特定記録郵便で送付している。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	記載なし	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、USBメモリを使用する場合は、パスワードによる保護や使用簿による持ち出し記録の管理等を行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う追加